

港湾法等の一部を改正する法律案要綱

第一 港湾法の一部改正

一 電子情報処理組織の設置及び管理等

- 1 入港届等の港湾管理者に対して行われる申請等を迅速かつ的確に処理させるため、国土交通大臣は、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができるとすること。（第五十条の二第一項関係）
 - 2 港湾管理者が電子情報処理組織を使用するときは、当該港湾管理者が使用料を負担しなければならないこととする。（第五十条の二第二項関係）
 - 3 電子情報処理組織を使用してする申請等の様式については、国土交通省令で定めることとすること。（第五十条の二第四項関係）
- 二 国の直轄工事によって生じた港湾施設の管理の委託に関し必要な事項は、政令で定めることとすること。（第五十四条関係）
 - 三 その他所要の改正を行うこととすること。

第二 都市再生特別措置法の一部改正

- 一 民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が行う公共施設の整備に対して民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けについて、その対象施設に港湾施設を加えることとする。 (第二十九条関係)
- 二 政府が民間都市開発推進機構に対して行うことができる無利子貸付けについて、その対象に一の港湾施設の整備に係る資金を加えることとする。 (第三十条関係)

第三 港湾整備特別会計法の一部改正

- 一 第一の一の電子情報処理組織の設置及び管理の事業並びに第二の二の無利子貸付けに係る港湾施設の整備の事業を港湾整備事業に位置付け、港湾整備特別会計で経理することとする。 (第一条関係)
- 二 その他所要の改正を行うこととする。

第四 附則関係

- 一 この法律は、公布の日から施行することとする。 (改正法附則第一条関係)
- 二 関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。 (改正法附則第二条及び第三条関係)